

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 6年 5月 8日

栃木県知事 様



申請者

〒342-0027

住所 埼玉県吉川市大字三輪野江2300番地1

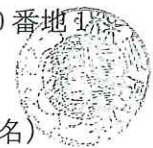
氏名 株式会社 スズセイ

代表取締役 宮田仁史

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 048(984)2601

FAX 048(984)2602



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>*積替えを除く *取り扱う産業廃棄物の種類:別紙のとおり</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 埼玉県吉川市大字三輪野江2300番地1 電話番号 048(984)2601 事業場 埼玉県吉川市大字三輪野江字蓮沼2302番1 埼玉県吉川市大字三輪野江字蓮沼2303番1 電話番号 048(984)2601</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>運搬車両 脱着装置付コンテナ専用車 11台 タンク車 1台 ダンプ 1台 運搬容器 ドラム缶(オープン) 200$\frac{1}{2}$×20本 ドラム缶(クローズ) 200$\frac{1}{2}$×20本 ケミカルドラム缶 200$\frac{1}{2}$×20本 フレキシブルコンテナ 1m3×20枚 廃蛍光灯専用容器(290mm×280mm×1270mm) (直管蛍光灯約60本積み) ×20個 石綿含有産業廃棄物専用袋二重梱包 20枚</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>積替え保管行為は行いません。</p>
<p>※ 事務処理欄</p>	<p>更新許可申請を受理しました。 現許可の有効期間の満了後も、本更新申請に対する処分がなされるまでは、現許可は引き続きその効力を有します。 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第3項又は第14条の4第3項) 栃木県環境森林部資源循環推進課</p>

〔収運業〕（産廃別表）

産業廃棄物収集運搬業における事業の範囲

No.	取り扱う産業廃棄物の種類	取扱いの有無	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
1	燃え殻	○	/	/	○
2	汚泥	○	○	○	○
3	廃油	○	/	/	/
4	廃酸	○	/	/	○
5	廃アルカリ	○	/	/	○
6	廃プラスチック類	○	○	○	/
7	紙くず	○	/	/	/
8	木くず	○	/	/	/
9	繊維くず	○	/	/	/
10	動植物性残さ	○	/	/	/
11	動物系固形不要物		/	/	/
12	ゴムくず	○	/	/	/
13	金属くず	○	/	○	/
14	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	○	○	○	/
15	鋳さい	○	/	/	○
16	がれき類	○	○	/	/
17	動物のふん尿		/	/	/
18	動物の死体		/	/	/
19	ばいじん	○	/	/	○
20	政令第13号廃棄物		/	/	/

《記載方法》

【新規申請・更新申請の場合】

- ・取り扱う産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」欄に○印を付けてください。
- ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、該当箇所にも○印を付けてください。

【変更許可申請の場合】

- ・「取扱いの有無」欄に、既に許可を取得している産業廃棄物には◎印を付け、今回の申請で追加するものに○印を付けてください。
- ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等についても同様に、既に許可を取得しているものに◎印を、今回の申請で追加するものに○印を付けてください。

（注）斜線になっている産業廃棄物の取扱いがある場合には、具体的な製品名、排出事業場等について、『様式第6号の2（第1面）事業計画の概要を記載した書類』の「2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等」欄に記載してください。

（内容を説明する書類等の提出を求める場合があります。）